

機関番号：23803  
 研究種目：若手研究(B)  
 研究期間：2008～2010  
 課題番号：20730031  
 研究課題名(和文) 国際法学における開発問題の再定位—脱植民地化過程における自決権の機能に着目して—  
 研究課題名(英文) Redefining the Concept of Development in International Law: The Continuing Impact of Decolonization and the Right to Self-Determination  
 研究代表者  
 伊藤 一頼 (ITO KAZUYORI)  
 静岡県立大学・国際関係学部・講師  
 研究者番号：00405143

研究成果の概要(和文)：本研究は、発展途上国の低開発問題の起源が、植民地からの独立の経緯に求められることを明らかにした。つまり、自決権の効果によって、実効的な統治能力を備えないまま国家が形成され、政治経済体制の歪曲を招いたのである。それゆえ、独立後も継続して国民統合を推進し統治能力を改善することが開発の中心的な課題であり、本研究では、国際法学がこれを内的自決の促進という観点から把握しうることを示した。

研究成果の概要(英文)：This research project has proven that the problem of underdevelopment in developing countries can be traced back to the process of attaining independence from colonial rule. Specifically, the normative effect of the right to self-determination enabled the entities without effective government to form sovereign states, which incurred broad distortions in their political and economic systems. It means that promoting national integration and improving governance capacity have continuously been the major development challenges since the decolonization period. This research has shown that these challenges can be understood, in international legal framework, as the need to encourage internal self-determination.

## 交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	900,000	270,000	1,170,000
2009年度	900,000	270,000	1,170,000
2010年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	2,600,000	780,000	3,380,000

研究分野：国際法学

科研費の分科・細目：国際公法

キーワード：国際法学、開発、自決権、発展途上国、ガバナンス

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 開発問題への国際法学の取り組みとして従来最も重要な理論構築を成し遂げてきたのは、いわゆる「開発の国際法」学説である。これは、第三世界を含むフランス語圏の国際法学者を中心に1960年代から80年代にかけて提唱された理論であり、その内容は、伝統

的国際法における「国家の同質性」の前提や形式的な主権平等原則を批判し、国家間の相対的な発展段階の格差を考慮した、途上国優遇的な制度枠組みの必要性を訴えるものであった。

(2) しかし、結局のところ、途上国優遇措置は先進国が同意できる範囲でしか実現され

ず、それを超えて南北格差の構造を抜本的に是正するような改革は、国際法が基本的に合意法秩序である以上、期待できなかった。1980年代後半以降、「開発の国際法」理論には限界が見え始め、これに代わる、より国際法の構造に即した理論枠組みの提示が求められていた。

(3) 「開発の国際法」理論は、旧植民地が主権国家として独立を果たし国際社会に参加した段階で、初めて開発を国際法上の問題として「発見」したのであり、そこを出発点として考察を開始するため、「主権国家間」の経済格差という形で問題設定がなされ、国内法における個人間の格差是正(社会立法)を類推する発想に結び付くことになる。逆に言えば、開発の国際法では、途上国の独立達成以後に視野が限定され、それらの国家の独立を可能にした法的論理には注意が向けられてこなかった。本研究の問題関心は、国際法上の開発問題とは、実はこの脱植民地化の過程における「国家形成」の経緯に由来するのではないか、という点にあり、したがって、このプロセスの法的意義を正確に把握することが、開発問題に対する国際法学のアプローチにも適切な示唆を提供するであろうと考えた。

## 2. 研究の目的

(1) 本研究の目的は、国際法学の立場から、「発展途上国の開発」という課題が脱植民地化の過程で出現した経緯を法的に跡付け、そこに内在していた問題性を明らかにすることで、国際法上の開発問題の位置付けや問題設定を見直し、従来とは異なる分析枠組みを提示することにある。これは、従来の「開発の国際法」理論が、途上国と先進国との国家間格差に着目した理論であったのに対して、むしろ途上国の国内において基本的な国家基盤が整っているかを問おうとするものである。つまり、戦後の多くの新独立国家は、事実上の国家性(特に実効的政府の存在)が不十分なまま独立を達成したのではないかとの仮説のもと、独立後に真実の国家性を徐々に確立していくことを国際法上の開発問題として位置づけ、この課題の解決に向けて国際社会が成し得る取り組みについて理論的・実証的に検討することを目指した。

(2) 本研究では特に、国家性が不十分なまま多くの植民地が独立した背景として、自決権の法的効果に着目する。すなわち、脱植民地化の過程では、国家性要件(実効的政府の存在)に関して疑問のある主体であっても、自決権がその不足部分を埋め合わせること

で独立を可能にしたという理解である。そして、こうした「外的自決」に基づく国家形成から、独立後の実効的国家性の補完という「内的自決」の課題が発生するのであり、本研究は、こうした自決権の二つの側面の連続性という観点から開発問題を国際法上で再定位することを目標とした。

## 3. 研究の方法

(1) まず、脱植民地化以前の国際社会において、国家形成の要件がどのように認識され、それが脱植民地化過程ではどのように取り扱われたのかを、国際連盟や国際連合を中心とする国際組織の文書や、西洋植民地宗主国の記録、及び各時代の代表的学説などを通じて明らかにした。特に、脱植民地化により独立した諸国の多くが、伝統的な意味での実効的国家性を欠いていたことを、より詳細かつ実証的に裏付けるため、主に歴史学や地域研究の文献を用いて、西洋諸国による植民地統治の手法や内実に関する制度論的な検討を行った。

(2) 次に、発展途上国が実効的国家性を欠いた状態で独立することを可能にした国際法上の背景として、自決権の概念が実効的国家性の欠如を補うという機能を果たしたことを実証的に調査した。具体的には、連盟期や国連憲章起草時における自決権概念の意味、及び、冷戦後のソ連邦やユーゴの解体における自決権の意味を、特に実効的国家性の要件に与えた影響の有無に留意して検討した。これらとの比較において、脱植民地化プロセスで自決権概念が、実効的国家性の欠如を補う機能をどのような経緯や論理によって担うことになったのかを、特に国連の実行を通じて検証した(例えば、植民地独立付与宣言の実施を監視する目的で設置された24カ国委員会の審議記録の調査など)。

(3) また、国家形成の成否に強い影響を持つ国家承認の位置付けや機能について、脱植民地化の以前と以後のあり方を比較検討することで、自決権概念が持つ法的効果を分析するための材料とした。

(4) 外的自決の際に欠如していた実効的国家性を徐々に補完し、国家の政治・経済・社会の基盤を整えていくプロセスを「内的自決」として把握する可能性につき、学説と実行の両面から考察を行った。

#### 4. 研究成果

(1) 脱植民地化を通じて独立した諸国の多くが実効的国家性を欠いていたことの一つの原因が、植民地時代に西洋諸国が用いた植民地統治の手法に求められることを明らかにした。特にアフリカの植民地支配に関して西洋諸国は、近代主権国家の基礎となる集権的權威の出現を意図的に抑止し、伝統的な部族単位の分散的権力構造を温存・強化したため（間接統治）、独立達成時には、近代国家の前提となる基本的な法制度や物質的基盤、国民統合がほとんど存在しなかったことが裏付けられた。

(2) そうした国家性を欠く植民地地域が独立を達成しえた背景として、脱植民地化の時期において自決権が果たした機能を考察した。特に、国連において植民地独立付与宣言が採択される経緯や、同宣言の実施を監視する目的で設置された 24 カ国委員会の議論を調査し、そこでの諸国の関心が、植民地の「一律かつ早急な」独立に集中していたことを浮き彫りにした。討議の過程では、多くの植民地地域で依然として部族的な權威が分散・割拠しており、独立後の政権のあり方をめぐって内部対立が発生していることなどが報告されていたが、そうした状況でも早期の独立達成が一律に推し進められたことを裏付けた。したがって、この時期における自決権とは、内部での国民統合や実効的国家性の欠如を不問に付す形で、対外的な独立と国家形成を差し当たり先行させる、「外的自決」中心の規範であったことが明らかになった。

(3) 国家承認の法的意義をめぐっては、創設的効果説と宣言的効果説が対立してきたが、両説は、事実上の国家性要件の具備を国家成立の前提とする点では共通しており、そうした実在する事実状態を確認する行為としての国家承認に、法的効果を与えるか否かを争っている。他方、本研究では、事実上の国家性要件じたいが、絶対不変の基準ではなく、むしろ各時代における支配的な国家観念や正統性認識の状況に応じて変化するものであると考え、従来为国家承認に関する理論と実行の変遷を追跡した。その結果、国家性基準は「事実主義」と「正統主義」の関数として定まるという視点を導き出すことができ、上述のような、自決権概念による国家性基準の緩和という事象も、この観点から把握しうることを示した。

(4) 以上から、独立後の発展途上国にとって、国内の分散した権威構造を克服し、人民全体の意思と利益を反映する形で政治・経済・社会・文化の発展を導くことが継続的な課題と

して残されたことが分かる。こうした課題が「内的自決」の概念の下に捉えられるならば、自決概念を結節点として植民地の独立と開発課題の生成とを統合的に説明する理論基盤が整うと言える。そこで本研究は、まず国内の政治的・法的統合の基盤としての主権概念の意義を再評価したうえで、独立後の国家で国民全体の自己統治に基づく政治過程を実現していくための基本概念として「内的自決」を位置づけた。そして、これに関連する国際法上の諸規範の発展過程を体系的に整理・分析し、例えば、条約や国連決議を通じて近年急速に内容の精緻化が進行している少数者の権利や先住民の権利といった人権規範や、世銀等の国際援助機関が融資条件として発展途上国に要求する「良き統治」の概念などを、内的自決との関係を意識しながら開発問題の文脈において意義づけることができた。

(5) 以上の検討を通じて、内的自決の促進に基礎を置く新たな開発理念を現代国際法上に位置づけ、国際法学が開発問題に取り組むための基本的な視座を構築することが出来た。今後は、これらの研究成果の早期の公表に向け準備を進めるとともに、本研究で得られた理論枠組みの一層の充実に努めることとしたい。

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 6 件）

①伊藤一頼「相互主義の時代—その国際法上の意義と日本の EPA 政策—」『ジュリスト』1418 号、2011 年、8-14 頁、査読無。

②伊藤一頼「貿易措置による人権の保護促進の可能性—多元化した国際法秩序における横断的課題への対応—」『法律時報』82 巻 3 号、2010 年、20-25 頁、査読無。

③伊藤一頼「米国および NAFTA における WTO 法の間接適用可能性—通商救済案件の分析を中心に—」（独）経済産業研究所ディスカッションペーパー（10-J-019）、2010 年、44pp、査読無。

④伊藤一頼「投資仲裁の対象となる投資家／投資財産の範囲」『JCA ジャーナル』2008 年 7 月号、10-17 頁、査読無。

〔図書〕（計1件）

①伊藤一頼「第2章 投資家・投資財産」小寺彰（編著）『国際投資協定—仲裁による法的保護』（三省堂、2010年）18-38頁、査読無。

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

伊藤 一頼 (ITO KAZUYORI)  
静岡県立大学・国際関係学部・講師  
研究者番号：00405143

### (2) 研究分担者

なし

### (3) 連携研究者

なし